

## 1 実施結果の概要

都及び特別区・八王子市・町田市は、6月1日から7月31日までの間、都内の食品関係営業施設、延べ107,194軒に対し、監視指導を行った。

また、都内の食品関係営業施設から食品等5,753検体を収去し、59,293項目の検査を実施した。その結果、食品衛生法又は食品表示法に違反する食品7検体（違反率0.12%）を発見し、改善指導等必要な措置を行った。

## 2 立入監視指導結果（表1）

都内の製造施設、販売施設、調理施設等の食品関係営業施設、延べ107,194軒に立入り、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理、従事者の衛生管理、取扱食品の表示等について監視指導を行った。その結果、1,836軒に対し、延べ1,865件の指導を実施した。

### [重点監視指導]

#### （1）食肉等の監視指導（表2、表3）

焼肉店等の飲食店や食肉販売店等に対して、延べ13,109軒に立入り、ユッケ等の生食用牛肉、豚の食肉に関する規格基準の遵守や、鶏肉、ジビエ等の適切な取扱いについて監視指導を行った。その結果、法律で禁止されている牛レバー刺しを提供していた飲食店1軒に対して、提供中止を指導した。

また、生又は加熱不十分な調理での提供による食中毒事故が多い鶏肉や鶏内臓等20検体について細菌検査を実施し、鶏肉料理の原料となる鶏肉等15検体からカンピロバクター、サルモネラ、大腸菌を検出したため、十分に加熱するよう指導した。

このほか、鶏肉等を卸売販売している食肉卸売業等72軒に対しては、飲食店営業者が鶏肉を客に提供する際には加熱が必要である旨の情報を、表示や商品規格書等により確実に伝達するよう指導を行った。その結果、加熱が必要である旨の情報伝達を行っていなかった食肉卸売業等15軒に対して、加熱が必要である旨を確実に伝達するよう指導した。

#### （2）大量調理施設等の監視指導（表2）

食中毒が発生した際に大規模な患者発生につながる集団給食施設、弁当製造施設等、一度に大量の食品を調理する施設、延べ6,330軒に立ち入り、監視指導を行った。その結果、172軒に対して、食品の衛生的な取扱い等について改善を指導した。

また、特に高齢者に食事を提供する361軒に対しては、腸管出血性大腸菌0157による食中毒防止のための重点的な監視を行い、生野菜の殺菌を行っていなかった施設等8軒に対して改善指導を行った。

#### （3）食品の表示に関する監視指導（表4）

期限表示やアレルギー等の表示事項を中心に、205,814品目の食品について、食品表示法に基づく表示監視を実施した。その結果、860品目の食品について、食品添加物や原産地等の表示を適正に行うよう指導した。

#### （4）その他（表2）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に備え、宿泊施設の調理場や飲食店等延べ40,829軒に対して、夏期における食品の取扱い等、重点的な監視指導を行った。その結果、1,312軒に対して、食品の温度管理等について指導した。

## 3 食品等の収去検査結果（表5、表6）

食品等5,753検体について、59,293項目の検査を実施し、7検体の違反を発見した（違反率0.12%）。違反品については、改善指導等の必要な措置を行った他、輸入者等を所管する

自治体へ通報を行った。

**(1) 細菌検査**

成分規格、食中毒菌等の細菌検査を 35,806 項目実施した。その結果、大腸菌群を検出した「アイスクリーム」等 3 検体が違反となった。

**(2) 化学検査**

保存料、甘味料、着色料等の添加物、残留農薬、動物用医薬品等の化学検査を 23,487 項目実施した。その結果、表示に記載のない添加物を検出した「かまぼこ」等 4 検体が違反となった。

**(3) 輸入食品についての検査結果（再掲）**

520 検体の輸入食品について、10,476 項目の検査を実施した。その結果、化学検査において、基準値を超える農薬を検出した「しょうが」等 2 検体が違反となった。

表 1 総括表

	立入検査実施状況							収去検査実施状況	
	立入延軒数	行政措置実施軒数	行政措置実施件数(※)	(内訳)				総検査検体数	法違反検体数
				行政指導			不利益処分		
				口頭注意	(衛生指導注意票含む) 指導文書交付	その他			
合計	107,194	1,836	1,865	1,799	22	44	0	5,753	7
製造・処理施設	10,164	154	157	147	3	7	0	1,130	2
販売施設	63,991	441	450	440	3	7	0	1,721	4
調理施設	31,923	1,207	1,224	1,178	16	30	0	2,648	0
その他	1,116	34	34	34	0	0	0	254	1

※ 1 軒に対して複数件の行政措置を行う場合があるため、行政措置実施軒数とは一致しない。

表 2 重点監視指導結果

	立入検査実施状況							収去検査実施状況	
	立入延軒数	行政措置実施軒数	行政措置実施件数(※)	(内訳)				総検査検体数	法違反検体数
				行政指導			不利益処分		
				口頭注意	(衛生指導注意票含む) 指導文書交付	その他			
食肉等の監視指導	13,109	328	330	328	2	0	0	273	1
大量調理施設等の監視指導	6,330	172	180	164	4	12	0	1,447	0
	高齢者施設(再掲)	361	8	8	8	0	0		
その他(宿泊施設、飲食提供施設等)	40,829	1,312	1,331	1,276	18	37	0	3,182	6

※ 1 軒に対して複数件の行政措置を行う場合があるため、行政措置実施軒数とは一致しない。

表3 食肉の生食での提供等に対する監視指導

	立入軒数	食肉を生食等で取り扱う軒数	取扱種類（再掲）※								
			規格基準等が定められている食肉						鶏レバー等	鶏刺し、 鶏レバー等	その他
			牛レバー	生食用牛肉 (牛ユツケ等)	豚レバー	豚刺し等	馬レバー	馬刺し等			
合計	4,062	430	1	67	0	0	5	181	205	2	
飲食店営業	3,080	400	1	66	0	0	5	152	205	2	
食肉販売業	878	29	0	1	0	0	0	28	0	0	
食肉処理業	104	1	0	0	0	0	0	1	0	0	

※ 複数計上であるため、その合計は「食肉を生食等で取り扱う軒数」と一致しない。

表4 表示監視指導結果

	検査品目数	違反・不適正表示品目数	違反率
食品表示法に基づく表示監視	205,814	860	0.42%

表5 食品の取去検査結果

	総検査検体数	法違反		総検査項目数	(内訳)			
		検体数	違反率		細菌検査		化学検査	
					項目数	違反項目数	項目数	違反項目数
合計	5,753	7	0.12%	59,293	35,806	3	23,487	4
国産品	5,233	5	0.10%	48,817	33,995	3	14,822	2
輸入品	520	2	0.38%	10,476	1,811	0	8,665	2

表6 収去検査により発見された法違反品及び措置

番号	違反法 違反条文	違反内容	分類	一般名称	検査結果	備考（行政措置 の内容等）
1	食品衛生法 第11条第2項	成分規格違反	乳・乳類等	アイスクリーム	大腸菌群検出	製造者に対し 改善を指導
2					大腸菌群検出	製造者に対し 改善を指導
3				アイスマルク	大腸菌群検出	製造者に対し 改善を指導
4	食品衛生法 第11条第3項	農薬等の残留 基準違反	肉・卵類及び その加工品	豚腎臓	残留農薬等基準違反 (ドキシサイクリン※1)	出荷者を所管す る自治体に通報 (市場流通なし)
5		農薬等の残留 基準違反	農産物及び その加工品	【輸】しょうが (中国)	残留農薬等基準違反 (チアメトキサム※2)	輸入者を所管す る自治体に通報
6	食品表示法 第5条	添加物表示なし	魚介類及び その加工品	かまぼこ	表示に記載のない保存 料（ソルビン酸）及び 着色料（赤色3号、赤 色106号）を検出	製造者を所管す る自治体に通報
7			酒精飲料	【輸】ワイン (スペイン)	表示に記載のない着色 料（赤色40号、青色1 号）を検出	輸入者を所管す る自治体に通報

【輸】は、輸入品を示す

※1 テトラサイクリン系の抗菌剤  
ドキシサイクリンを0.38ppm検出（豚腎臓の基準値0.05ppm）

※2 ネオニコチノイド系の殺虫剤  
チアメトキサムを0.02ppm検出（しょうがの基準値0.01ppm）